

働きやすい職場認証制度取得促進助成金交付要綱

2021年12月9日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業所（以下「会員」という。）が、一般財団法人日本海事協会が実施する「運転者職場環境良好度認証制度（通称；働きやすい職場認証制度）」の認証取得をする際の、認証取得に要する費用の一部を県ト協が助成することにより、人財確保に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、「認証機関」の審査・登録のために要した経費を対象とし、登録証書の交付を受けた会員とする。なお、助成の実施対象期間は4月1日以降翌年の1月31日までに登録されたものとし、それ以降（2月1日～3月31日）に登録されたものについては翌年度の対象とする。

(助成金の交付額)

第3条 同一事業年度における助成は、1会員1回限りとし、助成額は新潟県内に本社がある会員に対しては30,000円、県内営業所は各2,000円とし、県外に本社がある会員の県内営業所については各2,000円を予算の範囲内で助成する。

(助成方法)

第4条 助成は申請受付順に行う。

2 受付期間中でも予算額に達した場合は、申請受付を終了することがある。

(申請方法)

第5条 会員は、働きやすい職場認証を受け費用の精算を終えた後、働きやすい職場認証取得促進助成金交付請求書に、働きやすい職場認証登録証（写）及び審査・登録に要した費用にかかる領収書（写）を添付し、県ト協に提出する。

2 県ト協への最終提出期限は当該年度の2月10日までに申請する。

(助成金の支払い)

第6条 県ト協は、会員の指定する金融機関に助成金を振り込み交付するものとする。

(その他必要な事項)

第7条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、2021年4月1日より適用する。

様式1

年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿

住 所
会社名
代表者

印

働きやすい職場認証制度取得促進助成金事業実績報告書 (助成金交付請求書)

「働きやすい職場認証制度取得助成金交付要綱」第5条に基づき、助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 取得事業者名：

2. 働きやすい職場認証：

認証登録番号	
登録年月日	年 月 日

3. 助成申請額： _____ 円

4. 添付書類：

「働きやすい職場認証制度」取得促進助成金申請内訳書（様式2）

働きやすい職場認証登録証（写）

審査・登録に係る請求書・領収書（写）

5. 振込先銀行口座

・銀行名：

銀行・信用金庫・信用組合

・支店名：

本店・支店

・預金種別：

普通・当座

・口座番号：

フリガナ
・口座名義：

6. 申請担当者

・氏 名：

・電話番号：

